

令和7年9月定例月議会議案一覧

議案番号	件名
報告 7	健全化判断比率の報告について
報告 8	放棄した債権の報告について
報告 9	専決処分事項の報告について（工事請負変更契約の専決処分）
議案 6 0	教育委員会の委員の任命について
議案 6 1	工事請負契約の締結について（国庫補助事業 防災調整池設置工事）
議案 6 2	工事請負契約の変更について（国庫補助事業 公園施設改修工事）
議案 6 3	財産の買入れについて（G I G Aスクール構想学習者用端末）
議案 6 4	豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例の制定について
議案 6 5	豊明市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案 6 6	豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案 6 7	豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案 6 8	豊明市都市計画税条例の一部改正について
議案 6 9	豊明市児童館条例の一部改正について
議案 7 0	豊明市子育て支援センター条例の一部改正について
議案 7 1	豊明市下水道条例の一部改正について
議案 7 2	令和7年度豊明市一般会計補正予算（第3号）について
議案 7 3	令和7年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）について

報告第7号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和6年度における豊明市の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり報告する。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

健全化判断比率

1 実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	12.74%	20.00%
令和6年度における豊明市の実質赤字比率		※ —
※ 9.27%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

2 連結実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	17.74%	30.00%
令和6年度における豊明市の連結実質赤字比率		※ —
※ 14.38%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

3 実質公債費比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	25.0%	35.0%
令和6年度における豊明市の実質公債費比率		1.2%
実質公債費比率は、3カ年の平均(令和4、5、6年度)です。		

4 将来負担比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	350.0%	—
令和6年度における豊明市の将来負担比率		※ —
※ 60.3%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

5 公営企業における資金不足比率

指標名	経営健全化基準	財政再生基準
資金不足比率	20.0%	—
令和6年度における豊明市の資金不足比率		※ —
※ 水上太陽光発電事業特別会計は、8,967千円の剰余額、 下水道事業会計は、516,932千円の剰余額であり、資金不足は生じて おりません。		

豊監第144号

令和7年8月5日

豊明市長 小 浮 正 典 様

豊明市監査委員 井 上 新

豊明市監査委員 服 部 龍



令和6年度豊明市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおりその意見を提出する。

令和6年度豊明市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和6年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年7月30日から令和7年8月5日まで

第3 審査の主な着眼点及び方法

審査に当たっては、豊明市監査基準に準拠し令和7年度の豊明市監査計画に則って、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないかについて、歳入歳出決算関係書類、算定根拠資料等との照合及び関係職員からの説明の聴取等により審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

健全化判断比率	令和6年度		財政再生基準
	比 率	早期健全化基準	
① 実質赤字比率	—	12.74	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.74	30.00
③ 実質公債費比率	1.2	25.0	35.00
④ 将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率が生じていない場合、「—」で表示する。

※ 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

一般会計等（本市の場合は一般会計に土地取得特別会計及び墓園事業特別会計を加えた会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する指標である。

令和6年度決算における一般会計等の実質収支は1,435,320千円の黒字となっており、実質赤字比率は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率について

全会計を対象とした実質赤字額と資金不足額の合計額（連結実質赤字額）の標準財政規模に対する指標である。

令和6年度決算における連結実質収支は2,226,185千円の黒字となっており、連結実質赤字比率は生じていない。

(3) 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する指標で、3か年の平均である。

令和6年度実質公債費比率（令和4年度から令和6年度の3か年平均）は1.2%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

(4) 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する指標である。

令和6年度決算においては、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率は生じていない。

3 是正改善を要する事項

健全化判断比率の全てにおいて、早期健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

令和6年度豊明市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和6年度決算に基づく下水道事業会計、水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年7月30日から令和7年8月5日まで

第3 審査の主な着眼点及び方法

審査に当たっては、豊明市監査基準に準拠し令和7年度の豊明市監査計画に則って、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないかについて、歳入歳出決算関係書類、算定根拠資料等との照合及び関係職員からの説明の聴取等により審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

会 計 名	令和6年度 資金不足比率	経営健全化基準
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0
水上太陽光発電事業特別会計	—	

※ 資金不足比率が生じていない場合、「—」で表示する。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

下水道事業会計、水上太陽光発電事業特別会計における事業規模に対する資金不足額の指標である。

各会計とも令和6年度決算において資金不足比率は生じていない。

3 是正改善を要する事項

下水道事業会計、水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率は、経営健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

報告第8号

放棄した債権の報告について

豊明市債権管理条例第13条第1項の規定に基づき、市の債権を別紙のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

私債権等放棄調書

所管課 学校給食センター

債権の名称	学校給食費
債権の金額及び件数	490,375円(5件)
債権を放棄した理由	消滅時効に係る時効期間が満了し、私債権等放棄審査会において審査され、放棄妥当と決定したため。 (豊明市債権管理条例第13条第1項第1号該当)

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約金額の変更額を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第4号

工事請負変更契約の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負変更契約を専決する。

令和7年3月19日専決

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 国庫補助事業 公園施設改修工事 |
| 2 工 事 場 所 | 豊明市三崎町三崎地内 |
| 3 工 事 の 概 要 | 三崎水辺公園の遊戯施設、園路広場及び管理施設等の
大規模改修を行う。 |
| 4 請負契約金額 | 変更前 217,800,000円
変更後 210,974,500円 |
| 5 請負契約者 | 豊明市新田町子持松14番地16
株式会社山本工務店 豊明営業所
所長 片嶋 博文 |

議案第60号

教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員長山加代子氏は、令和7年9月30日任期満了となるので、下記の者を任命するものとする。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市前後町
氏 名 八尋 久美子
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第61号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 国庫補助事業 防災調整池設置工事 |
| 2 工 事 場 所 | 豊明市沓掛町勅使地内 |
| 3 工 事 の 概 要 | 防災調整池 1箇所
貯留容量5,500m ³ |
| 4 請負契約金額 | 426,690,000円 |
| 5 請負契約者 | 豊田市青木町四丁目35番地2
株式会社成瀬組
代表取締役 成瀬 丙午 |
| 6 契約の方法 | 制限付一般競争入札（事後審査型） |

説 明

この案を提出するのは、国庫補助事業 防災調整池設置工事施工のため必要があるからである。

議案第62号

工事請負契約の変更について
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 国庫補助事業 公園施設改修工事 |
| 2 工 事 場 所 | 豊明市三崎町三崎地内 |
| 3 工 事 の 概 要 | 三崎水辺公園の遊戯施設、園路広場及び管理施設等の
大規模改修を行う。 |
| 4 請負契約金額 | 変更前 210,974,500円
変更後 267,980,900円 |
| 5 請負契約者 | 豊明市新田町子持松14番地16
株式会社山本工務店 豊明営業所
所長 片嶋 博文 |

説 明

この案を提出するのは、三崎水辺公園における公園施設改修工事の設計変更に伴い、工事請負契約を変更するため必要があるからである。

議案第63号

財産の買入れについて

下記のとおり財産を買い入れるものとする。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

1	物 品 名	G I G Aスクール構想学習者用端末
2	納 入 場 所	豊明市阿野町茶屋浦地内外
3	数 量	5, 799台
4	買 入 金 額	317, 669, 220円
5	買 入 先	名古屋市中村区平池町四丁目60番地12 グローバルゲート25F 株式会社フューチャーイン 常務取締役 岩間 泰大
6	契約の方法	随意契約

説 明

この案を提出するのは、各小中学校に学習者用端末を買い入れるため必要があるからである。

議案第64号

豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例の制定について
豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例を別添のように定めるものとする。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、スマートフォン等の適正使用を促す対策を総合的に推進するため、条例を制定する必要があるからである。

豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例

スマートフォン、パソコン、タブレット等は便利な機器であり、今や生活に欠かせない必需品です。一方で、ゲーム、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、動画の視聴や配信等の過度な使用により、睡眠時間の減少による生活リズムの乱れ等、健康面や社会生活で影響を及ぼすほか、家族間の対話時間が短くなる等、親子関係や家庭環境にも影響を与えるなど、特に心身が成長期にある子どもにとっては、乳幼児期も含め健全な育成を阻害してしまうおそれがあります。ここに、スマートフォン等の過剰使用が引き起こしかねない身体面、精神面及び生活面への悪影響に関する対策を総合的に推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、スマートフォン等の適正使用を推進するため、市、保護者及び学校等の役割を明らかにするとともに、スマートフォン等の適正使用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの健やかな成長と、市民全体が健全に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スマートフォン等 インターネットやアプリ等の機能を利用して情報を閲覧（視聴を含む。）、ゲーム及びSNSをすることができるスマートフォン、タブレット、ゲーム機器、パソコン等の機器をいう。
- (2) スマートフォン等の過剰使用 健康又は日常生活若しくは社会生活に支障が生じるほど、一般的な日常生活で最低限必要となる機能以外の過剰な使用によりスマートフォン等にのめりこんでいる状態をいう。
- (3) 子ども 市内に在住又は在学する18歳未満の者をいう。
- (4) 保護者 子どもに対して親権を行う者若しくは未成年後見人又はこれらに準ずる者をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する

学校のうち18歳未満が通学するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設、同法同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

(6) 専門職等 医療、保健、福祉、保育、教育その他スマートフォン等の適正使用の推進に関連する業務に従事する者をいう。

(7) 余暇時間 次のいずれにも該当しない時間であって、市民一人ひとりが自由に使える時間をいう。

ア 食事、睡眠等の生命維持に必要な活動時間

イ 仕事、家事等の生活の維持に必要な活動時間

ウ 学校での活動時間及び学業等自己の成長に必要な活動時間

(基本理念)

第3条 スマートフォン等の適正使用の推進対策は、次に掲げる事項を基本理念とする。

(1) スマートフォン等の適正使用の推進を実施するとともに、スマートフォン等の過剰使用をしている者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

(2) スマートフォン等の適正使用の推進においては、市、保護者、学校等及び専門職等が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むこと。

(スマートフォン等の適正使用の推進に向けた基本目標)

第4条 余暇時間における電話や生活に必要な機能の使用以外でのスマートフォン等の使用（以下「余暇時間におけるスマートフォン等の使用」という。）について、1日当たり2時間以内を目安とするよう、市、保護者、学校等及び専門職等が連携して促す。

2 子どもにとって、十分な睡眠時間の確保は、心身の成長に不可欠であることに鑑み、余暇時間におけるスマートフォン等の使用について、小学生以下は午後9時、中学生以上は午後10時を目安とし、以降の時間帯の使用を控

えるよう、市、保護者、学校等及び専門職等が連携して促す。

- 3 余暇時間におけるスマートフォン等の使用については、子どもだけでなく、保護者も含めた各自の目安となる使用時間や時間帯等、家庭でのルールを決めるよう、市、学校等及び専門職等が連携して促す。

(市の役割)

第5条 市は、市民に対しスマートフォン等の適正使用に関して広く啓発を行うとともに、スマートフォン等の過剰使用を未然に防ぐことができるよう、必要な情報を収集し、その対策等に関する正しい知識の普及啓発を行う。

- 2 市は、スマートフォン等の過剰使用をしている者及びその家族に対する相談支援等を推進するために、専門職等による相談及び支援の体制を整備するものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもをスマートフォン等の過剰使用から守る第一義的責任を有することを自覚し、家族全体でその適正使用への理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 保護者は、子どものスマートフォン等の使用を適切に管理するよう努めるものとする。

- 3 保護者は、第4条の基本目標を達成するため、自らスマートフォン等の使用について、家庭においてルール作りを行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、スマートフォン等の適正使用についての各家庭におけるルール作りの必要性に対する理解が深まるよう、子どもへの指導及び保護者への啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、スマートフォン等の適正使用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、スマートフォン等の適正使用の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 6 5 号

豊明市乳児等通園支援事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

豊明市乳児等通園支援事業の整備及び運営に関する基準を定める条例を別添
のように定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、児童福祉法に基づき、豊明市内の乳児等通園支援事
業の設備及び運営に関する基準を定めるため必要があるからである。

豊明市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、豊明市内の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営基準)

第3条 法第34条の16第1項に規定する条例で定める基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第66号

豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別添の
ように定めるものとする。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第15条の3第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第15条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第15条の4を第17条の4とする。

第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、豊明市職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊明市条例第1号。以下「育休条例」という。）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 育休条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるため

の措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第67号

豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊明市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊明市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「勤務時間条例」を「豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年豊明市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）」に改め、「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場

合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、
当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年
4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として
条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を
基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該
各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に1
0を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶
者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条
第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたこと
により同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしな
ければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障
が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加
える。

第22条中「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業
法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事
由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の豊明市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第68号

豊明市都市計画税条例の一部改正について
豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、今後の都市計画事業の状況を踏まえ必要があるからである。

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例

豊明市都市計画税条例（昭和47年豊明市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の0.3」を「100分の0.25」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第69号

豊明市児童館条例の一部改正について
豊明市児童館条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、児童福祉法の改正に伴い乳児等通園支援事業を実施するため必要があるからである。

豊明市児童館条例の一部を改正する条例

豊明市児童館条例（昭和52年豊明市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条を第13条とする。

第10条前段中「、第5条及び第6条」を「から第7条まで」に改め、同条後段中「、第5条及び第6条」を「から第7条までの規定」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用料）

第11条 施設の管理を指定管理者が行う場合における利用料は、規則で別に定める額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料の減免又は一部若しくは全部の還付を行うことができる。

3 第1項の利用料は、指定管理者の収入とする。

第9条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3） 施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）に関する業務

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（使用料）

第6条 市長は、施設で実施した事業について、使用料を徴収することができる。

2 前項の規定による使用料は、市長が規則で別に定める額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第70号

豊明市子育て支援センター条例の一部改正について
豊明市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を別添のように定める
ものとする。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、児童福祉法の改正に伴い乳児等通園支援事業を実施
するため必要があるからである。

豊明市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

豊明市子育て支援センター条例（平成16年豊明市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（使用料）

第6条 市長は、センターで実施した事業について、使用料を徴収することができる。

2 前項の規定による使用料は、市長が規則で別に定める額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第71号

豊明市下水道条例の一部改正について
豊明市下水道条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、標準下水道条例の一部改正及び下水道使用料を改定することに伴い必要があるからである。

豊明市下水道条例の一部を改正する条例

豊明市下水道条例（平成3年豊明市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた業者に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた業者が工事を実施することができる。

第16条の表中

550円	10立方メートルまで	40円
	10立方メートルを超え	100円
	20立方メートルまで	
	20立方メートルを超え	109円
	30立方メートルまで	
	30立方メートルを超え	145円
	50立方メートルまで	
	50立方メートルを超え	160円
	80立方メートルまで	
	80立方メートルを超え	189円
	100立方メートルまで	
	100立方メートルを超え	202円
	300立方メートルまで	
	300立方メートルを超え	207円
	400立方メートルまで	
	400立方メートルを超え	210円
500立方メートルまで		
500立方メートルを超え	228円	
	るもの	

を

」

700円	5立方メートルまで	40円
	5立方メートルを超え	70円
	10立方メートルまで	
	10立方メートルを超え	120円
	20立方メートルまで	
	20立方メートルを超え	145円
	30立方メートルまで	
	30立方メートルを超え	190円
	50立方メートルまで	
	50立方メートルを超え	210円
	100立方メートルまで	
	100立方メートルを超え	230円
500立方メートルまで		
500立方メートルを超え	240円	
	るもの	

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定については、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の豊明市下水道条例第16条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に確定する排出量に係る使用料の算定から適用し、施行日前に確定する排出量に係る使用料の算定は、なお従前の例による。

第3条 使用料算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き継ぐものであるときは、当該使用期間の使用水量に係る使用料は、その使用期間各日の使用水量を均等とみなし、施行日前の使用

日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。

議案第 7 2 号

令和 7 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 3 号）

議案第72号

令和7年度豊明市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度豊明市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ563,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,979,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		5,645,059	1,143	5,646,202
	3 委託金	12,837	1,143	13,980
15 県支出金		2,634,856	6,345	2,641,201
	2 県補助金	1,103,108	6,345	1,109,453
17 寄附金		204,010	1,000	205,010
	1 寄附金	204,010	1,000	205,010
18 繰入金		2,064,203	365,760	2,429,963
	1 基金繰入金	2,030,687	365,760	2,396,447
21 市債		1,629,100	189,600	1,818,700
	1 市債	1,629,100	189,600	1,818,700
歳入合計		29,415,247	563,848	29,979,095

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,234,098	18,443	4,252,541
	1 総務管理費	3,290,947	12,300	3,303,247
	2 徴税費	625,805	5,000	630,805
	3 戸籍住民基本台帳費	177,325	1,143	178,468
3 民生費		12,765,968	12,254	12,778,222
	1 社会福祉費	6,603,395	610	6,604,005
	2 児童福祉費	5,478,394	11,644	5,490,038
6 農林水産業費		186,829	19,479	206,308
	1 農業費	186,812	19,479	206,291
7 商工費		181,313	1,000	182,313
	1 商工費	181,313	1,000	182,313
8 土木費		3,981,346	168,147	4,149,493
	2 道路橋梁費	578,017	4,000	582,017
	3 河川費	583,751	149,135	732,886
	4 都市計画費	2,716,863	15,012	2,731,875
10 教育費		3,338,079	344,525	3,682,604
	2 小学校費	818,882	319,404	1,138,286

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	千円 149,135

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限度額
自治体情報システム標準化対応業務事業	令和8年度から令和9年度まで	千円 47,410
部活動地域展開運営事業	令和8年度から令和10年度まで	145,335

第4表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
排水路拡張事業	千円 149,100	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体 金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該 見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条 件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮 し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることが できる。
大根若王子線改良事業	14,400			
学校施設空調設置事業	17,800			

変 更

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業	千円 97,200	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体 金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該 見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条 件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮 し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることが できる。
起債の目的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業	千円 105,500	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体 金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該 見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条 件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮 し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることが できる。

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

14 款 国庫支出金
3 項 委託金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	1,149	1,143	2,292
計	12,837	1,143	13,980

節		説明
区分	金額	
1. 戸籍住民基本台帳事務委託金	1,143	中長期在留者住居地届出等事務委託金 1,143 増

15 款 県支出金

2 項 県補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	658,700	6,345	665,045
計	1,103,108	6,345	1,109,453

節		説明
区分	金額	
2. 老人福祉費補助金	500	地域医療介護総合確保基金事業補助金 500
6. 保育園費補助金	5,845	保育所等給食費軽減対策支援金 5,845

17 款 寄附金

1 項 寄附金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	204,010	1,000	205,010
計	204,010	1,000	205,010

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	1,000	保育園費寄附金 1,000

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	929,625	48,760	978,385
2. 教育基金繰入金	361,000	301,000	662,000
3. 公共施設建設及び整備基金繰入金	237,000	16,000	253,000
計	2,030,687	365,760	2,396,447

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	48,760	財政調整基金繰入金 48,760 増
1. 教育基金繰入金	301,000	教育基金繰入金 301,000 増
1. 公共施設建設及び整備基金繰入金	16,000	公共施設建設及び整備基金繰入金 16,000 増

21 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
3. 土木債	1,472,500	171,800	1,644,300
6. 教育債	0	17,800	17,800
計	1,629,100	189,600	1,818,700

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 河川改修事業債	149,100	排水路拡張事業 149,100
4. 都市計画事業債	8,300	公園整備事業 8,300 増
5. 街路事業債	14,400	大根若王子線改良事業 14,400
1. 学校施設改修事業債	17,800	学校施設空調設置事業 17,800

歳 出
2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 秘書人事管理 費	1,100,938	4,081	1,105,019	12. 委託料	4,081
7. 財産管理費	393,376	2,494	395,870	14. 工事請負費	2,494
11. 市民活動推進 費	167,518	5,725	173,243	14. 工事請負費	2,298
				18. 負担金、補助及 び交付金	3,427
計	3,290,947	12,300	3,303,247		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
4 秘書人事管 理事務事業	4,081				4,081	電算関係委託料 4,081 増
計	4,081				4,081	
4 公共施設管 理事業	2,494				2,494	遊具等改修工事 2,494
計	2,494				2,494	
1 市民活動推 進事業	2,298				2,298	宮前工事費 1,000 増 カラット屋外トイレ倉庫 1,298 改修工事
3 区長会事業	3,427				3,427	集会所改修等補助金 3,427 増
計	5,725				5,725	
	12,300				12,300	

2 款 総務費

2 項 徴税费

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 徴收費	70,949	5,000	75,949	22. 償還金、利子及 び割引料	5,000
計	625,805	5,000	630,805		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 徴収計算事 業	5,000				5,000	過徴納還付金 5,000 増
計	5,000				5,000	
	5,000				5,000	

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 戸籍住民基本 台帳費	177,325	1,143	178,468	17. 備品購入費	1,143
計	177,325	1,143	178,468		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 戸籍住民基 本台帳事務 事業	1,143	1,143				在留カード住居地等記録 1,143 端末購入費
計	1,143	1,143				
	1,143	1,143				

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 老人福祉費	1,251,543	500	1,252,043	18. 負担金、補助及 び交付金	500
3. 心身障害者福 祉費	2,310,596	110	2,310,706	18. 負担金、補助及 び交付金	110
計	6,603,395	610	6,604,005		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 老人福祉事 業	500	500				介護支援専門員研修受講 500 支援事業費補助金
計	500	500				
1 心身障害児 者福祉推進 事業	110				110	障害児者支援団体等活動 費補助金 110
計	110				110	
	610	500			110	

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	2,017,946	6,575	2,024,521	10. 需用費 消耗品費	64
				14. 工事請負費	3,872

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 児童館等管 理運営事業	6,575				6,575	消耗品費 64 児童館等整備工事費 3,872 増 備品購入費 2,639

3 款 民生費
2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(児童福祉総務費)				17. 備品購入費	2,639
2. 保育園費	3,460,448	5,069	3,465,517	17. 備品購入費	1,300
				18. 負担金、補助及び交付金	3,769
計	5,478,394	11,644	5,490,038		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
計	6,575				6,575	
2 保育事業	5,069	5,845		1,000	-1,776	遊具購入費 1,300 民間保育所等運営費補助 3,769 増 金
計	5,069	5,845		1,000	-1,776	
	11,644	5,845		1,000	4,799	

6 款 農林水産業費
1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 農業総務費	66,669	500	67,169	10. 需用費	500
				修繕料	500
5. 農地費	89,152	18,979	108,131	14. 工事請負費	13,754
				18. 負担金、補助及び交付金	5,225
計	186,812	19,479	206,291		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 農業総務事務事業	500				500	修繕料 500 増
計	500				500	
1 土地改良事業	18,979			16,000	2,979	農水管閉塞工事費 13,754 境川堰管理費負担金 5,225 増
計	18,979			16,000	2,979	
	19,479			16,000	3,479	

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 商工振興費	101,649	1,000	102,649	18. 負担金、補助及 び交付金	1,000
計	181,313	1,000	182,313		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工業振興 補助事業	1,000				1,000	とよあけ事業者応援選べ る補助金
計	1,000				1,000	
	1,000				1,000	

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 道路維持費	363,627	4,000	367,627	12. 委託料	4,000
計	578,017	4,000	582,017		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 道路維持事 業	0		14,400		-14,400	財源振替
2 道路管理事 業	4,000				4,000	調査測量設計等委託料 4,000 増
計	4,000		14,400		-10,400	
	4,000		14,400		-10,400	

8 款 土木費

3 項 河川費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 河川新設改良 費	560,841	149,135	709,976	14. 工事請負費	149,135
計	583,751	149,135	732,886		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 河川改修事 業	149,135		149,100		35	排水路拡張工事費 149,135
計	149,135		149,100		35	
	149,135		149,100		35	

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 市街地開発費	1,777,758	1,958	1,779,716	17. 備品購入費	1,958
4. 公園事業費	284,269	9,298	293,567	14. 工事請負費	9,298
5. 都市下水路費	478,710	3,756	482,466	18. 負担金、補助及 び交付金	3,756
計	2,716,863	15,012	2,731,875		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 市街地開発 事業	1,958				1,958	社会実用備品購入費 1,958
計	1,958				1,958	
2 公園施設改 修事業	9,298		8,300		998	公園遊具設置工事費 9,298
計	9,298		8,300		998	
1 下水道事業 会計繰出事 業	3,756				3,756	他会計補助金 3,756 増
計	3,756				3,756	
	15,012		8,300		6,712	

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	752,005	319,404	1,071,409	14. 工事請負費	17,884
				16. 公有財産購入費	301,520
計	818,882	319,404	1,138,286		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 小学校管理 事務事業	319,404		17,800	301,000	604	特別教室等エアコン設置 工事費 17,884 学校用地購入費 301,520
計	319,404		17,800	301,000	604	
	319,404		17,800	301,000	604	

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 図書館費	128,985	1,698	130,683	17. 備品購入費	1,698
4. 文化財保護費	9,400	343	9,743	12. 委託料	343
計	342,094	2,041	344,135		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般 財源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 図書館活動 事業	1,698				1,698	図書館資料購入費 1,698 増
計	1,698				1,698	
1 文化財保護 事業	343				343	歴史民俗資料室受付等委 343 託料
計	343				343	
	2,041				2,041	

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健体育総務 費	48,017	576	48,593	12. 委託料	576
3. 学校給食費	656,122	22,504	678,626	10. 需用費 賄材料費	22,504 22,504
計	786,670	23,080	809,750		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般 財源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 スポーツ振 興事業	576				576	スポーツ講演会委託料 576
計	576				576	
2 給食センタ ー活動事業	22,504				22,504	賄材料費 22,504 増
計	22,504				22,504	
	23,080				23,080	

議案第 73 号

令和 7 年度

豊明市下水道事業会計補正予算書（第 1 号）

議案第73号

令和7年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度豊明市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度豊明市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,307,969 千円	3,756 千円	1,311,725 千円
第2項 営業外収益	633,089 千円	3,756 千円	636,845 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,257,969 千円	3,756 千円	1,261,725 千円
第1項 営業費用	1,198,742 千円	3,756 千円	1,202,498 千円

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条中「287,306千円」を「291,062千円」に改める。

令和7年8月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和7年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業 収 益			1,307,969	3,756	1,311,725	
	2 営業外収益		633,089	3,756	636,845	
		3 他会計補助金	287,306	3,756	291,062	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
2 下水道事業 費 用			1,257,969	3,756	1,261,725	
	1 営業費用		1,198,742	3,756	1,202,498	
		4 総 係 費	110,280	3,756	114,036	

令和7年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）事項別明細書

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
1 下水道事業収益			1,307,969	3,756	1,311,725			
	2 営業外収益		633,089	3,756	636,845			
		3 他会計補助金	287,306	3,756	291,062			
						1 他会計補助金	3,756	一般会計補助金 3,756

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	説明
2 下水道事業費用			1,257,969	3,756	1,261,725			
	1 営業費用		1,198,742	3,756	1,202,498			
		4 総係費	110,280	3,756	114,036			
						10 印刷製本費	185	印刷製本費 185
						14 委託料	3,571	料金徴収等委託料 3,571